

車両系「荷役運搬」機械

ショベルローダー(公道走行可能)



ショベルローダー(公道走行不可)



車両系「整地・運搬・積込用」機械

ホイールローダー(公道走行可能)



ミニホイールローダー L-bo (エルボ)
左 L-bo 50Z (キャブ仕様) 右 L-bo 40Z (キャノピ仕様)

- ※ 「ショベルローダー」と「ホイールローダー」の違い
 - ・ショベルローダー ⇒ 2輪駆動(後輪操舵)
 - ・ホイールローダー ⇒ 4輪駆動(中折れ操舵)
- ※ 分類では、
 - ・ショベルローダー ⇒ 運搬用機械(荷を運ぶ機械)
 - ・ホイールローダー ⇒ 建設機械(掘削する機械)
- ※ この機械で作業を行う場合、それぞれ取得すべき資格が異なります
 - ・ショベルローダー ⇒ 車両系荷役運搬機械特別教育(荷重1t未満)
 - ・ホイールローダー ⇒ 車両系建設機械特別教育(機体重量3t未満)
- ※ 公道を走行できる機種については
全長4.7m以下、全幅1.7m以下、全高2.8m以下、最高時速15km以下のものは「小型特殊自動車」となり、普通免許で運転が可能となります
但し、公道上では走行のみに限定されており除雪などの作業は禁止されています(公道で除雪などの作業をする場合、除雪作業講習会の受講が義務付けられています)